

学説史としてみた郵政論争 (上)

－改革についての政府内論議を中心に－

西 垣 鳴 人

1. 本稿の基本的視点と構成

郵政論争の原点はいわゆる「郵貯百年戦争」にある¹。この古く明治期から続くと言われる「戦争」は二つの部分から成る。ひとつは郵貯vs.民間銀行の構図、すなわち、両者は個人からの資金吸収において互いをライバル視し、資金がどちらに流れるかにおいて競合してきた。もうひとつは旧郵政省vs.旧大蔵省の構図、すなわち、旧大蔵省は郵政資金を一般会計等の資金と統合管理したいのに対し、旧郵政省はこれを自らが運用したい、という対立である。

2009年9月の政権交代以降において郵政民営化の見直しが一つの政治課題となり、すでに一定の決着がついたと思われていた「戦争」が再燃したかのように報道されることがある。しかし1980年代以降の論争史を少し丁寧に振り返れば、現在の「郵政改革法案」をめぐる諸論議は、かつてよりも複雑で多面的になっている事実が理解できる。では、いつ、何が、どのように変化したのだろうか。

本稿は、郵政論争の歴史を大きく三つの時期に分けて考えている。

第Ⅰ期は、1987年以前の時期。戦前戦後を通じて郵貯簡保は完全な規制金利の時代だった。それ以降と同様、しばしば「郵貯シフト」が民間金融機関によって問題視され、郵政民営化が一部で主張されたが国策として議論されるまでには至らなかった。この時代は純粋な官民対立の構図が成り立っており、「産官2元論争の時代」と捉えることができる。

第Ⅱ期は、1987年から2000年まで、財投預託金利が国債金利に連動するようになってから財政投融資改革が実行に移されるまでの時期である。87年には郵便貯金資金の一部自主運用も始まり、92年には順イールド／逆イールドの両方に対応した郵貯金利の市場連動化が実現した。百年以上の歴史を持つ郵貯が初めて規制緩和・自由化の時代を迎えたのである。だが一方で、90年代においてはかつて以上に郵政金融事業の肥大化が争点になった。そして郵政／財投「改革」が現実問題として国家レベルで議論されるようになった。もうひとつこの時期の特徴を挙げれば、郵政事業を含むわが国公的金融についての学術研究が急展開したことである。「学」が、「産」と「官」に加え、重要なポジションとして登場した。論争史的にはこの時期を「過渡期」と位置付けられよう。

第Ⅲ期は、2001年から現在まで続く時期である。01年、省庁再編の中で郵政省は自治省、総務庁と統合され、総務省が生まれた。郵政事業はこの総務省の外局である郵政事業庁が受け継ぎ、4月には

1 その呼称が、主たる争点になったのは郵便や保険ではなく貯金であったことを物語っている。

財投預託が廃止された。また、同じ4月に小泉内閣が誕生している。この年を境に「改革」の中心軸は「民営化」にシフトし、その賛成反対論争の中で「公（public）」が無視できないものとして独立ポジションに上がってくる。現代はもはや百年戦争だけで郵政論争を捉えることが困難な時代になっているのである。

2001年以降の第三期を「4元論争の時代」、すなわち「公」「産」「官」「学」の異なる4ポジション間における対立あるいは調整の時代と本稿では捉える。

次に、4ポジションの具体的中身について見てゆきたい。

表1 4ポジションの内容

	主な構成グループ	最大の関心事項	キーワード
公	顧客、地域郵便局	サービス水準の維持・向上	ユニバーサル・サービス
学	経済学者、評論家	成長に貢献するマクロ資金循環	官から民へ
産	民間企業、米国	官民平等（民有利？）の競争条件	イコール・フッティング
官	旧郵政官僚	省益拡大 → 企業としての成功	天下り（例）

まず「公」について、おもな構成グループは、郵政事業のサービスを受ける顧客もしくは国民、およびサービスを提供する側である地域郵便局もしくは現業職員である。彼らの最大の関心事項はサービス水準の維持向上であり、ここで言うサービスには社会・地域貢献的な非営利サービスまで含まれる。キーワードは、ユニバーサル・サービスである。

「学」とは（特に経済）学者／評論家によって構成される。最大の関心事項は成長に貢献するマクロ資金循環、キーワードは「官から民へ」である。これが小泉内閣における郵政民営化のキャッチフレーズだったことを考えると、小泉が公でも産でも官でもなく、学者／評論家と同じ「学」のポジションにいたことが理解できる。そのため彼は学者（例：竹中平蔵）や評論家（例：田中直毅）を自らの手足として使役し、後述するように郵政民営化に向けた周到な準備を積み重ねることが可能になった。このことが小泉の政治的な「勝利」に繋がったとみなすことが可能である。

次に「産」だが、主な構成グループは民間企業、特に運送業、銀行業および生命保険業といった郵政三事業と直接の競合関係にある民間企業である。これら諸企業には当然のことながら外資も含まれ、彼らの意向を受けて日本に対する様々な要望を提出する米国政府もここに含まれる。彼らの最大の関心事は官民平等の競争条件ということになるが、時として民に有利な競争条件を本音として抱いていることもあるだろう。キーワードはイコール・フッティングである。

そして「官」とは旧郵政官僚である。2001年の省庁再編後、総務官僚と郵政事業庁管理者層とに分かれた。後者は、かつて郵政省内にあった時は、他の官僚一般と同様に省益拡大に関心事としていた。だが、公社化され、民営化が確実になると、民営化を前向きにとらえ、JPグループの企業としての成功に大きな関心を寄せるようになった。「官」を一般認識にもとづくキーワードで表せば、「天下り」であろうが、現実には当てはまらない部分が大きくなっている。

郵政民営化の政治過程とは、以上で定義した4つの立場の間での対立／調整プロセスに他ならなかった。これが本稿の結論である。この結論を導くために、郵政論争の歴史を踏まえた上で、郵政民

営化法案に至るまでの主要な政府内議論について検証を加えてゆく。

初めに、郵政論争の背景について歴史的に振り返りたい。第2節で郵政の創業から完全規制が崩れる1987年まで、郵貯戦争あるいは産官二元論争の時代を辿る。第3節では1987年から2000年までの自由化が進み財投／郵政改革が国策として議論されるようになった時代について、郵貯シフトの原因を含めて現代に至るプロセスを検証する。

次に郵政民営化法案が国会に提出されるまで政府内部でさまざまに論議されたことを、「公」「産」「官」「学」の4ポジションの観点から検証してゆく。第4節で郵政公社発足（2003年4月）まで、第5節で公社発足から経済財政諮問会議による『民営化に関する論点整理』（2004年4月）が出されるまでの一年、第6節で郵政民営化準備室の設置（2004年4月）から民営化法案が国会提出されるまでについて段階的に議論したい。

最後に、第7節で本稿の結論と続稿で検証されるべき課題について述べる。

2. 産官二元論争の時代（第Ⅰ期：～1987年）

本節では、郵政民営化が国レベルで議論される以前の、郵政事業ならびに郵政論争について歴史的に振り返ることにしたい。

2.1 創業期における郵政事業²

金利自由化までの郵政事業は百年以上の歴史を持っている。以下では、郵政論争と関わる点を中心に略史をまとめたい。

1871（明治4）年、東京－大阪間で官営の郵便事業が開始されたことをもってわが国における郵政創業とみなされる。明治政府は英国をモデルにした前島密の案に基づき、1874（明治7）年までに全国規模の郵便ネットワークを民間の郵便取扱所（後の特定郵便局）の活用によって実現する。英国のように何世紀にもわたって構築されてきた郵便局インフラを持たず資金的にも困窮していた日本において早期にネットワークを実現できたのは、地元の有産者（名主や地主）に土地・建物を無償提供してもらい、取扱所の経営にあたらせ、運営費用の一部のみ国費補助するという方式を採用したからである。名主・地主が特に強制されたわけではないことを考慮すると、彼らの自発的な態度は、現代の平均的日本人の感覚からは理解しづらい。旧来の封建的価値観に加え、幕末期に醸成され一般化していた尊王思想があって初めて可能になったことだと思われ、当事者意識としては「減私奉公」³だったとも言われている。

貯金為替業務については、1875（明治8）年1月に郵便為替、5月に郵便貯金事業が創設された。貯金の目的は「勤儉貯蓄を奨励し、国民生活の安定を図るとともに、零細貯蓄を集めて産業資本の一部として役立てる」ことである。戦後の財投制度も基本的に同様のコンセプトである。現代の発展途

2 全体を通じての詳細な諸点についての確認は郵政省（1971）に依拠している。

3 田中（2004）、pp.65-73を参照。強制でないと「減私奉公」には明らかに身分の上下を前提とする言葉のニュアンスがあり、自発的という意味での「ボランティア」とは一緒にすべきでないだろう。

上国であれば、必ずしも軽視はしないが、手間の掛かる貯蓄奨励よりも大規模な外資導入によって社会インフラ整備を推進する。日本は意図して外資を導入しなかったというよりも、海外からみて日本の期待収益率が低く、不確実性が高すぎたことが原因として大きいだろう。

郵便貯金創設は、民間銀行受信開始の2年前であり、少なくとも出発点においては完全な民業補完であったと言える。預入限度額は初め500円に設定された。限度額は一時廃止されていたが、帝国議会で民間に対する影響が議論となり明治24年に限度額500円が復活する。

受入れ貯金は第一国立銀行⁴に預託された。この後、預託先は大蔵省国債局（明治17～）、大蔵省預金部（大正14～）と変遷してゆく。滝川（2006）によれば、「自主運用がはじまるまで、その経営原理は、「預託金利収入が支払い利子に充てられ、営業経費のすべてが一般行政費から支弁される」原理、「預託金利収入が支払い利子と営業費用のすべてを賄えるように預託利率が決定される」原理のいずれかであった（p.169）」⁵。つまり預託金利と貯金金利の利ザヤが十分であれば「独立採算」が成立し、不十分ならば「非独立採算」であり、歴史的には両者がしばしば入れ替わっていた。しかし現代の民営郵貯は、主たる運用先である国債金利と貯金金利の利ザヤが不十分であっても国費支弁はできないために、経営が安定しなければ赤字が累積する可能性が高いのである。

2.2 大正／昭和期における業容拡大と郵貯の変質

1885（明治18）年、通信省が発足し電信（電報）が郵政事業に加えられる。テレコムを郵政事業に加えるのは世界標準の流れであった。1916（大正5）年には簡易生命保険の取扱が始まる。当時、民間保険は大口顧客を対象とし、多くの零細庶民は保険サービスの蚊帳の外に置かれていたことから、社会政策的な観点により簡保が創設されたというのが通説である。ただ、1914（大正3）年に日英同盟に基づいて日本（大隈重信内閣）は第一次大戦に参戦、旧ドイツ植民地である南洋諸島に乗り出し、また大正5年は英仏から地中海出兵の再三にわたる要請があった時期であり、政府に巨額の資金需要があったという事情も簡保創設と無関係であったとは言い切れない。

第一次大戦後の1919（大正8）年、通信省は国債募集事務の窓口取扱いを開始、1926（大正15、昭和元）年には郵便年金が創設され、郵政の業容拡大は続く。郵政創業後100年を通じて、民間経済／金融システムが上手く作動しなくなる時期に民間銀行から郵貯への預け替え（郵貯シフト）が生じてきたが、1927（昭和2）年に始まる昭和金融恐慌期における大量の預け替えは戦前最大の郵貯シフトであった。「それまでほとんど成長がなかった郵便貯金に対して、前年度比で二・三四倍の驚異的な加入があり、預金者が三四万人に達した」⁵という。

郵便貯金の目的が、次第に「貯蓄奨励」や「国民生活安定」よりも出来るだけ多くの資金を吸収することの方に中心軸が傾いていったことは否定できない⁶。特にその傾向が顕著になった時期が、戦時色が濃くなっていった時期と重なっているのは偶然ではない。

4 現在の「みずほグループ」の源流の一つである。当初預託先に東京為替会社と考えられていたが実現しなかった。（郵政省（1971）、p.175を参照）

5 金子（1993）、p.45。郵貯シフトの具体的原因等、詳細については次節で述べる。

6 元来、郵政事業は国の財政収入確保を主要目的として創業されたとする見方もある。例えば、高島（2005）、p.66等参照。

1941（昭和16）年は太平洋戦争の始まった年であるが、郵政関連ではそれまで三等郵便局と呼ばれていた地域の郵便局が「特定郵便局」という名称に替わり、「定額郵便貯金（以下、定郵）」が創設された年でもある。10年固定の半年複利に加えて預け入れ後半年経過すれば手数料なしで預け替え自由という、この定郵の性格は21世紀の郵政公社時代まで変わらなかった。高金利のベネフィットを求めてコストなしで預け替えができ、たとえ高金利でなくとも80年代までの一般的な金利水準なら10年で倍以上の金額になった定郵は、多くの日本人に貯蓄することの喜びを教えた。またその一方、リスクテイクすることの必要性を薄れさせ、忘れ去らせた。インフレさえなければ貯蓄手段としてマックスの機能を果たす定郵の導入に加え、1942（昭和17）年には貯金の預入限度額が5000円に引き上げられた。戦時情勢下、郵貯は少額の貯蓄手段から政府の集金兵器へと完全に変貌を遂げたのである。

2.3 戦後の郵政事業と財投システムの確立

郵貯百年戦争といわれるような論争の原因を作った郵便貯金の性格は戦前までに形成されたものである。戦前の軍費調達手段であった定郵がそのままの商品性で、戦後は経済復興と社会資本整備のための資金調達手段として生き長らえた。戦前に構築された日本の官僚機構のうち、武官は敗戦とともに公職追放され、追放されなかった文官が戦後に官僚組織をそのまま引き継いだとは、90年代以降、繰り返し指摘された歴史的事実である。戦後の定郵は生き残った文官（郵政／大蔵官僚）たちによって完全にリサイクルされた。

1948（昭和23）年に郵便為替貯金法が公布された。基本的な性格付けは戦前と変わらない。この年の大きな変化は、特定郵便局長の身分が初めて国家公務員とされたことである。要するに「減私奉公」のフランチャイジーが正社員に格上げされたのであり、システムとしての郵政事業は強化されたとみなせよう。

1951（昭和26）年には、資金運用部資金法が制定され、郵貯の財投預託が改めて義務化される。これによって資金運用面でもシステム強化が進展した。その第1条には「……その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめること」とある。この中の「確実かつ有利」という文言は、ファイナンスの常識（ハイリスク／ハイリターン、ローリスク／ローリターンの原則）から外れているばかりでなく、本来的に高収益が望めない公共事業中心の運用を義務づけられた財投資金の性格からすれば最初から矛盾を孕んでいたと言ってよい。それが目立った矛盾として長く表面化しなかった理由は、第一に高度経済成長によってパイ全体が急拡大していたこと、第二に財投対象機関に一般会計からの利子補給が行われ、公共事業の収益不足が財投金利そして郵貯金利に転嫁されることが決まらなかったことである。

2.4 郵政省／電電公社分割から第二臨調の時代まで

1952（昭和27）年には電気通信省（1949年に旧逓信省から名称変更）が郵政省と電信電話公社に分割された。テレコムの分割公社化は、世界的にも非常に早い段階で行われたことになる⁷。1981年に発

7 例えば、民営化先進国といわれるイギリスでは1969年、ニュージーランドは1987年、ドイツでは1990年に郵便、貯金、電信電話が分割公社化もしくは分割株式会社化している。

足した第二次臨時行政調査会（第二臨調）による三公社（電電、専売、国鉄）民営化提言によって、電電公社は専売公社とともに1985年民営化され、NTTとなり株式公開が実行された。NTT株価の上昇はバブル時代の象徴だった。国鉄も1987年に分割民営化された。しかし郵便・郵貯・簡保を所管する郵政省の民営化は、臨調の主要メンバーであり後に政府税制調査会会長を務める加藤寛による個人見解の域を出ることはなく、臨調として提言されるには至らなかった。

第二臨調の時代である1980年代前半は、時期的にも民間金融機関からの郵貯批判が高まっていた時期であり、郵政民営化が国策として議論されても不思議でない情勢下にあった。郵貯は1973（昭和48）年に預金者貸付制度を創設（10万円まで、期間6カ月）、預入限度額はそれまでの150万円から300万円に倍増された。1978（昭和53）年には定期貯金、進学積立貯金を創設、さらにオンラインサービスを開始した。1981（昭和56）年にはATM、総合通帳サービスの取扱を開始、郵便為替のオンライン化へと進んだ。70年代の終わりから80年代初頭は第二次石油危機の影響から（名目）金利が高騰した時期であった。次節で論じるように、ただでさえ高金利下で郵貯シフトが生じやすい環境下にあったのに、郵貯サービスの範囲拡大が図られたわけであるから、「民業圧迫」の批判が噴出したのは当然の結果である⁸。

しかしながら、この時期までの郵貯批判は官と民の利害対立の域を出ず、国鉄などと異なり赤字やサービスの劣化が見られない郵政の民営化は世論（公）の支持を得られなかった⁹。サッチャーやレーガンの保守主義政権は始まって間がなく、郵政民営化は世界潮流にもなっていなかった。世界潮流にならないければ、少なくとも社会科学の分野において、アカデミックな議論（学）が日本で興ってくることはまずないと言ってよい。

3. 自由化もしくは過渡的時代（第Ⅱ期：1987年～2000年）

3.1 預託金利の市場連動化と一部自主運用の開始¹⁰

1987年、財投システムにおいては財投預託金利が⁸、国債クーポンを基準とした機動的・弾力的な金利設定に変更された。これはわが国において民間の貸出／預金金利よりも早く政策金利が市場連動したことを意味している¹¹。同じ年に郵貯資金と簡保余裕金の一部自主運用が始まっている。これに関して、翌88年に実施された郵便貯金利子非課税制度の高齢者等利子非課税制度への改組を大蔵省による郵政省への「ムチ」とし、自主運用を「アメ」だったとする見方もある¹²。

郵政にとって非課税の範囲を縮小されてでも自主運用が望まれた理由はいくつか考えられよう。「百年戦争」における大蔵省に対する省益拡大願望、またこの時期はバブル経済期と重なっており、株式

8 この時期までの郵政論争（郵貯百年戦争）は、後藤（1987）に詳しい。

9 国民の見えない部分における郵政サービスの問題については別に論じる必要がある。詳細は、続稿において述べたい。

10 財投／郵貯金利自由化（市場連動化）に関する当時の議論は、吉野／古川（1991）を参照。

11 高橋（2001）、p. 9を参照。わが国の民間における自由化は段階的に行われ、貸出金利については1991年までに、預金金利については1994年までに、それぞれ自由化を完了させている。

12 滝川（2004）、pp. 72-3等を参照。

市場における高収益の果実を切望したといった説も事実の一端は説明していると思われる¹³。しかしながら、他のより深刻な理由として、預託を義務付けられた郵貯には調達と運用の期間ミスマッチがあったことを挙げなければならない。

郵貯の主たる資金調達手段である定郵の満期は10年、それに対して財投資金の平均運用期間は7年である。高金利期に受け入れた資金は7年経てば返ってくるが、貯金の満期は来ていないため、かつてより低い利回りで再預託しなければならないケースが度々あった。この場合、残りの3年間に關して貯金金利と預託金利の逆ザヤあるいは利幅の減少が生じることになる。かつて高金利期から8年目から10年目にかけて郵貯が赤字転落した主たる理由がここにある¹⁴。自主運用にはこうした金利リスクを減らすという目的があった。また高金利期に大量に受け入れた定郵の満期が来たときには預託の満期とは外れている。10年目が低金利期にあたっていれば、今度は貯金流出による流動性リスクにさらされることになる¹⁵。

70年代末から80年代初頭にかけての高金利期に郵貯に大量に集まった資金がそれから10年後に大量流出するリスクが高まっていた。87年から89年にかけては空前の低金利期と言われた時期である。定郵の再受け入れは郵貯にとって至上命題だった。そこで、郵政省が資金流出防止のためにしたことは、3度にわたる限度額引き上げである（300万→500万（88年4月）→700万（90年1月）→1,000万円（91年11月））。しかし皮肉なことに限度額引き上げと前後して日銀が引き締め政策を採ったため、懸念された流出はまったく起こらず、逆に郵貯残高がかつてなく急伸する結果になった。戦後最大の郵貯シフトはこうして発生した。

3.2 平成の大郵貯シフトをめぐって

高金利期（バブル崩壊の時期と重なる）に起きた郵貯残高の急上昇を受けて、民間の預金を取り扱う全ての業界団体（全国銀行協会連合会等）は、91年11月、『郵便貯金に関する私どもの考え方』を世に訴える。そこで、i. 官業は民業の補完に徹すべきである、ii. 金利追随ルールの確立と定額貯金の商品性の抜本的な見直し（例えば、金利の自由化、預入期間の短縮、据え置き期間の延長など）が不可欠、iii. 個人金融分野の健全な発展を阻害する郵貯の業務拡大はやめるべきである、iv. 郵貯の預け入れ限度額は引き上げるべきではない、v. 郵貯特別会計は諸経費の内容について十分にディスクローズすべきである、vi. 奨励手当ては廃止すべき、等々の主張を行った。

これに対して郵政省は「民間側の主張は、定額貯金の魅力を失わせ、事実上の安楽死を狙うもの。貯金者にとってメリットは何もない」と反論した¹⁶。しかし郵貯が民間の主張を全く無視したわけではないことは、約1年後の1992年12月に定額貯金の（高金利時における）逆イールドにも対応した金利決定方式（後述）を採用したことに表れている。だがこの後、民間団体は機会ある毎に「抗議パンフレット」を発行するようになった。一方郵政は理論武装に努める。その成果としては、郵政省郵政

13 浅井／大友（1998）、pp.62-65等を参照。

14 高金利年である90年から8年目から10年目に当たる98年から2000年までの赤字がその例である。

15 郵貯はミルク補給によって信用リスクこそ免れていたが、構造的な問題から生ずる金利リスクと流動性リスクとは無関係ではいられなかったのである。

16 秋葉（1992）、pp.157-9参照。

研究所（1996）や郵政審議会（1997）等を挙げることができよう。

「郵貯シフト」とは、1927年の昭和恐慌時にみられたように、民間預金が大量に引き出され郵便貯金へ転替えられる現象をいう。産官二元論争の時代、その存在は当たり前のように民間金融機関によって批判の対象にされてきたが、学術的アプローチはなかった。一般的に考えられたシフト理由は、i. 身近であることによる利便性、ii. 金融機関の安全性、iii. 店舗が全国ネットということだが、これら条件は急に変わるわけではなく「シフト」を十分説明できない。

高橋（2001）¹⁷によれば、92年12月以前、規制金利体系下では、定郵利率を（預入後3年経過時）民間の2年規制定期預金金利と同一水準としてきたため、高金利時に多くの長期金利が短期金利を下回る（逆イールド）状況下、定額貯金は短期金利が複利運用されることもあって、その有利性が一層高まることになった。これが金融理論から説明したシフトの直接の原因である。しかし1992年12月以降については、市場金利が逆イールド状態のときに定郵金利は10年国債クーポンレート-0.5%程度に設定されるようになり、たとえ複利でも魅力が薄れたことにより、郵貯シフトは原理的に生じにくくなっている（図1参照）。

しかしながら、現実にシフトがなくなったかどうか定かではない。例えば隋（2001）は90年代後半の金融不安の中、なお郵貯シフトが存在したと主張する。バブル崩壊後に安全志向を高めた国民が、株や投信などリスク商品を売って預貯金比率を高めたとしても、預け替えを意味する郵貯シフトには当たらない。尤もこの時期、公的金融全体が景気対策等を目的にして拡大路線を採っていたことは確かである。預金保険やパイオフ凍結について国民に対する周知不徹底が原因で、本来民間に流れてもよい資金が郵貯ばかりに集まっていた可能性は、確かに否定できない。

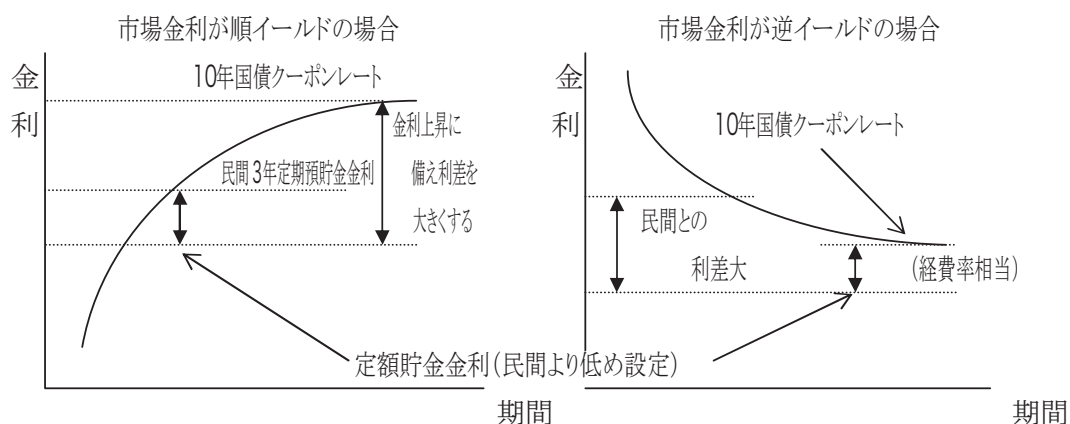


図1 定額貯金の金利決定の仕組み（1992年～）

（資料）郵政省貯金局『郵便貯金'99』，p.17参照。

17 1997年度金融学会春季大会（開催校は千葉商科大学，加藤寛学長（当時）が懇親会の挨拶で「郵政民営化」を訴えた）での共通論題報告をベースに加筆された。

3.3 小泉純一郎のオーバーグラウンド化と財投／郵政改革論

1987年に始まった自由化時代の一つの特徴は、郵政論争に「学」が独立したポジションとして加わってきたことである。学とは経済学者／評論家によるマクロ経済もしくはシステム全体からの視点を伴った理論／実証研究を指す¹⁸。公的金融に関する理論／実証論文が出てくるのは1980年代中葉以降で、90年代における規制緩和や公的金融肥大化が研究をさらに活性化させた。

80年代中頃から90年代前半にかけては、効率性の観点を中心にわが国公的金融にプラスの評価を下した研究が少なくなかった¹⁹。しかしバブル崩壊後、財政／財投が拡大しても長引く不況、低成長と石油危機以来のマイナス成長、不良債権の山積と戦後最大の金融不安と続き、さらに民間が郵貯批判を強める中で、「成長に貢献するマクロ資金循環」という観点からわが国の金融／経済学者による論調は次第に公的金融による民業圧迫批判、財投／郵政の縮小・廃止論に傾斜していったように思われる。そしてこの流れに上手くシンクロナイズした政治家が、「官から民へ」をキャッチフレーズにした小泉純一郎である。

小泉は一般に「大蔵族」と認識され、相対的に郵政（官）よりは民間企業（産）に好感される発言が多かった。しかし彼の正確なポジションは「学」であり、時として「産」から失望されることもあった。郵便独占緩和プロセスで生じたヤマト運輸との不協和、郵政民営化法案に対する「妥協の産物」といった批判がその事例である。また彼の政治信条がわが国主流派経済学者／評論家の学問的信条と合致し、竹中平蔵や田中直毅を政治誘導や条件抜きでブレーンにできたことが、彼を政治的成功へと導いた。これについては次節以降で検証する。

1992年12月、宮沢改造内閣において小泉郵政相（～93年6月）が誕生、会見で「国の事業が民間の障害になってはいけぬ。郵貯への資金集中問題も見直すべきだ」「新たな機関を設けて、民営化、業務の範囲と肥大化の抑制、民間金融機関との競争条件の整備などを検討する」と発言、郵政官僚が国会答弁への協力を拒否するなど、軋轢を生じさせた²⁰。1995年9月、自民党総裁選挙で小泉は橋本龍太郎を相手に「行財政改革のために財投の見直しが必要であり、そのために郵貯を含む郵政3事業の民営化が不可欠」と主張した。1996年1月、橋本内閣で彼は厚生大臣（～98年7月）になる。橋本行革では郵政事業民営化が議論され、1997年9月、行革会議において「簡易保険民営化」「郵便貯金は民営化の準備」「郵便はワンストップサービスを前提に当面は国営」という3事業分割民営化案が提出された。しかし、これには全国の9割以上の自治体で反対決議がなされ、結局12月の最終報告では「3事業一体、全国ネットワーク」「公益性に企業性を取り入れた国営の公社」という基本的方向へと変更を余儀なくされた。だがこれと同時に「郵貯は資金運用部預託の廃止、全額自主運用（2001年4月～）」されることも決定された。この最後の項目を入れることを橋本に要求したのは小泉だっ

18 それ以前にも「産」や「官」が学術的アプローチを重視したことはあった。特に郵政には70年代に発足した「郵便貯金に関する調査研究会」、80年代にスタートした「貯蓄経済理論研究会」があり、大石泰彦、原司郎、貝塚啓明といった諸学者が多数参加していた（郵便貯金に関する調査研究会（1978）、大石（1984）等を参照）。

19 高度成長期における政策金融の利払い軽減効果を計測した小椋／吉野（1984）、開銀のカウベル効果を提唱した日向野（1986）、開銀融資と民間貸出とのグランジャー因果テストを行った堀内／大滝（1987）、一定の条件下においては公的金融に対する補助金が社会的総余剰を増大させると論じた吉野（1994）など。

20 町田（2005）、pp.90-126等参照。同著で「郵政民営化」が小泉の1970年代からの持論だったと述べられている。

たと言われる²¹。

1998年6月、郵政事業の公社化を含む「中央省庁等改革基本法」が成立。その約1年後の1999（平成11）年5月、小泉純一郎を会長とする「郵政民営化研究会」が発足した²²。郵政は国営堅持という改革の基本方針が固まっても、小泉は民営化という政治理念を手放すことはなかった。本研究会については次節で触れたい。

2000（平成12）年5月には財政投融资改革法も成立し、郵政論争は新たな段階を迎えた。

4. 財投改革から郵政公社スタート時までの政府内論議²³

4.1 「郵政民営化研究会」

2001（平成13）年1月、省庁再編に伴い総務省の外局として郵政事業庁が発足、4月からは預託廃止と新規受入れ貯金の全額自主運用が開始された。それよりも2年早い時期に、前節で述べた郵政民営化研究会（以下、民営化研）は活動を始めていた。

民営化研とは、簡単にいえば、郵政民営化に積極姿勢を持っていた政治家の勉強会である。事の起りは松沢成文（民主党、現神奈川県知事）が、自民党内で未だ孤立していた小泉純一郎に郵政民営化の同志を糾合してはどうかという話を持ちかけたことによる。ウェブ上に残っている諸記録で確かめられることだけからメンバーは固定していなかったことが分かる。ただ目を引くのは、小泉俊明、島聡、武正公一、樽床伸二、前原誠二、堂本暁子、長妻昭といったいずれも現政権の中樞かその近くに位置する民主党議員が、一時的か永続的かを問わず、多く参加していた事実である。ちなみに自民党からの参加者は、小泉一人だけだった。

研究会には樋口廣太郎、加藤寛のほか、全国銀行協会やヤマト運輸からも講師が招かれており、産業界が郵政民営化の必要を政治家に訴えるという産官二元論争時代から左程変化のない構図がみられる。ただわが国経済政策論の重鎮加藤が講師として呼ばれ、民営化に関する在外研究実績のある松原聡（東洋大）がチューターを務めるなど、小泉を始めとした参加政治家たちが郵政民営化に関するアカデミックな意識を高めるのに一定の役割を果たしたものと推測される。

民営化研は、郵政持ち株会社の下に郵便会社、地域分割した郵貯銀行、同じく地域分割した郵便保険会社を子会社としてぶら下げるという案を纏め上げた。ここにはまだ郵便局ネットワーク会社を独立させる構想はないが、持ち株会社方式はすでに提示されていた。地域分割案は、民営化推進派の多くの学者によって支持されることになった。

同研究会は小泉政権発足後まで存続し、郵政民営化法案が2005年に国会で可決された約1年後には、『郵政民営化ハンドブック』という啓蒙書を出版している。

21 松原（2005）、p.16参照。

22 その成果は小泉／松沢編（1999）にまとめられている。

23 小泉政権誕生以前の民営化論議は正確には「政府内」とは言えないが、ここではそれらも含めている。

4.2 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」：その性格／民営化研との違い

01年4月、かつてほとんど誰も予測していなかった小泉政権がスタートした。これを機に、小泉は民営化研とは趣の違った組織を立ち上げる。それが首相の私的諮問機関「郵政三事業の在り方について考える懇談会（以下、郵政懇）」である。6月にその第一回会合が開かれた。

設立の趣旨は、公社化実現後の在り方について、民営化問題を含め具体的に検討するというものだった。第1回会合において総理となった小泉が「私自身、郵政民営化論者であるが、考えを押し付ける気はない。独断と偏見を排して、多くの皆さんの知恵を借りながら、郵政三事業のあるべき姿を率直に語り、郵政公社後の郵政三事業の在り方はどうあるべきかについて忌憚のない御意見をいただきたい。」と挨拶した。これが郵政懇の目的を端的に表現している。すなわち郵政民営化を現実の政治課題に移すに当って、実際に障害となることが何なのか、まずはあり得る議論を出し尽くすことを主に狙ったと考えられる。しかしそれと同時に彼は自身の政治信条が単なる業界利益を代表するもの以上の何かであることを示したかった可能性もある。

以下、そのメンバーである。

池尾 和人	慶應義塾大学教授
翁 百合	日本総合研究所主席研究員
葛西 敬之	JR東海代表取締役社長
風間 晴子	国際基督教大学教授
清野 一治	早稲田大学教授
田中 直毅	経済評論家〈座長〉
樋口 恵子	東京家政大学教授
松原 聡	東洋大学教授
森下 洋一	松下電器産業会長
若杉 敬明	東京大学教授

10名中8名が、学者あるいは評論家といった構成である。そこには金融／経済学の専門以外の2名も含まれている。財界から出ている葛西の人はJRで民営化を経験したことに依るだろうし、森下は郵政事業に対して利害関係が薄く中立的と言える。明らかに、民営化研とは性格を異にしている。上記目的に沿った人選だったと言える。

4.3 「郵政懇」各メンバーの基本的姿勢／考え方

以下は、民営化推進の中心にいた田中と松原を除く残り8名の郵政改革についての基本姿勢と考え方である。必ずしも郵政懇における発言ばかりではないが、たとえ他の機会における発言であっても各メンバーの立場に大きな変化はないと考えられる。

池尾（2005, 2010）は、財政再建の実現なしに、官が資金を集める構造が変わることはあり得ないという基本姿勢を保っている。一方、郵政改革に関しては「長期には郵貯簡保廃止が基本」という点で跡田（2005）等とも共通した立場である。同じ郵政民営化推進派に属していても、池尾のような郵政金融事業廃止派と加藤寛のような存続派の二つの立場がある。存続派は、政府の株式売却による完

全民営化と地域分割などによる規模縮小を存続条件にしている場合が多い。翁百合はこの点で加藤と同じ立場にある。例えば翁（2000）では、郵政公社の将来像として、①官営維持を前提に、ナローバンク（決済専門または小口預金専門銀行）的存在と位置付けて業務範囲を絞る、②「その革新的な動きを金融機関全体のサービス向上につなげるには民営化し、郵便貯金に行動の自由を与えることが望ましい」ので、（市場への影響という観点から）地域分割民営化、の2案を提案した。

次に、直接郵政民営化の流れと関わってきたわけではない金融経済論者の意見についてである。わが国における企業金融の代表的研究者の一人である若杉（2004）は「日本人は、民間企業を見ても経営者任せ、政府を見ても政治家や官僚任せで、ガバナンス意識が全くない。それを認識し新ためることこそ、郵政改革の本質」という明確な立場をもっていた。『規制と競争の経済学』の著者である清野一治は、第1回会合において「経済理論の観点からは、官対民の視点より、規制や制度により民間のインセンティブが阻害されていないかが重要」と述べ、「産」「官」の対立軸を超えたマクロ経済政策的思考の必要を強調していた。これらの視点は後に竹中平蔵とも共有されることになる。

財界代表の一人、JR東海社長である葛西敬之は、郵政懇第1回会合において「国鉄の経営は、不十分で不徹底な改善策を繰り返すことによって問題を一層悪化させたという歴史。実践経験ということで、この会議に貢献したい」と述べていた。もう一人の財界代表者である松下電器の森下洋一は第10回会合において「郵貯・簡保の問題になると、お金を預けている国民の方からすれば非常に親しみやすく便利である一方、資金の使われ方に問題があるという現実があるが、このギャップが国民にわかりにくい」と述べ、国民一般が納得する改革であることの大切さを強調した。いずれも「産」には属するが郵政と直接利害関係をもたない、「第三者」的立場からの意見である。だが彼らの発言は、郵政民営化を実現する上での重要な参考意見として田中直毅、そしてやがては竹中平蔵によって重用されることになった。

植物学および植物生理学を専門とする風間晴子は、第10回会合において「立てたモデルや理論を実験によって検証することができないのが政治・経済の世界なので、政策の選択が行われる時点で市民、国を包含した形で実験が展開されることとなるが、その実験をしてきた他国の例を真剣に検討して、評価する作業が余りなされなかったのは、自然科学者の立場から見ると大変不自然」と述べ民営化推進派の不十分な点を指摘、さらに「物事をきちんと考えるためには、言葉の背後にある事象を厳密に把握することが必要になるが、…（中略）…キャッチフレーズ化した言葉の横行が言葉そのものの本来持っているはずの意味をいつの間にか喪失させてしまっている事態に、この国が直面している本当の危機的状況を見る思いがした」と暗に小泉の政治手法を批判するような意見も述べている。しかしこうした発言を小泉はむしろ歓迎したと思われる。なぜなら、これら慎重派・懸念派の意見が、民営化実現プロセスにおける潜在的批判（もしくは抵抗勢力）に対して小泉が政治的にどう対処すべきか、彼が前以て考えるのに役立つからである。次の樋口恵子の意見も小泉にとっては同様の意義を持ったことであろう。

生活評論家として国民に広く認知された樋口は、第1回会合時に郵政は民営化するよりも「小口金融の安全や通信手段の確保の観点から国の責任でやった方がいい」という基本姿勢を持っていた。そして最後まで郵政民営化を推進する理由について納得を示さなかった。民営化推進派に対する質問状

である樋口（2002）の中で「公社化後に民営化を進めるときは、さらに国民に明確な理由と方向性、イメージと展望を示す必要がある」と主張した。

以上に見た、それぞれ全く立場の異なる、民営化推進派も慎重派も様々に含んだ意見が、郵政懇『最終報告』に纏め上げられた。

4.4 郵政懇『最終報告』（2002.9）：「公」「産」「官」「学」の4視点が初めて出揃う

郵政懇による小泉政権に向けて提出された『最終報告』は、座長である田中直毅を中心に纏められ「民営化案」として、①特殊会社（特定の目的、特別な法律に基づいて設立される政府との所有関係が残る株式会社）、②3事業を維持する完全民営化、そして③郵貯・簡保廃止による完全民営化の三つが併記された。これらは、主に金融経済学者もしくは推進派メンバーによる各意見が反映されたものと推測され、何が最も効率的か、最適かを検証していこうとする「学」の視点に基づく三案併記だったと言えるだろう。

さらに、同『報告』の特徴は、民営化に対して慎重あるいは懐疑的なメンバーの意見も「民営化を考える場合の前提条件」および「民営化が国民に受け容れられるために整備しなければならない条件」という形で盛り込まれている点に見出される。これらの中には「産」と思われる視点も「官」と思われる視点もあるが、中心になっているのは「公」という新しい視点である。

「民営化を考える場合の前提条件」は4つ。第一に、郵貯事業にかかるユニバーサル・サービスは、シビルミニマムの観点から求められる社会的要請というものの²⁴。ここに「公（Public）」の視点が明記された。第二に、事業体として基本的に自立しうる事業基盤の確立が不可欠であり、第三に、事業体の企業価値を高めるものでなければならないとあり、アカデミックな論点だが「官」の視点と矛盾するものでなく、むしろ歓迎されるものだろう。そして第四に、市場における競争秩序の確立がはかられることが重要であるとされる。これは民間金融機関等「産」の視点に配慮したものと言える。

次に、「民営化が国民に受け容れられるために整備しなければならない条件」は5つある。以下、箇条書きにすると、

- (1) 国民の利便性と事業としての経済合理性との整合を十分吟味しなければならない。
- (2) 民営化の費用と便益を比較考量しなければならない。
- (3) 全国各地の高齢者一人一人の視点も盛り込まれる必要がある。
- (4) 社会生活の安定性の確保・維持という国民生活上の課題に取り組まなければならない。
- (5) ユニバーサル・サービスの確保のために別途政策的な対応が必要となる可能性がある。

アンダーラインを引いた部分を見て理解できるように、いずれも「公（Public）」を強く意識したものである。これらはその後、郵政民営化を実現する上での小泉政権における困難な政治課題になったと同時に、かつて盟友だった民主党議員による小泉批判にもつながった²⁵。さらに業界（産）を代弁する日本経済新聞には期待を裏切られたことによる失望的記事を書かせた²⁶。

24 ただしその内容は社会情勢に応じて変化するとされる。

25 たとえば武正公一（<http://www.takemasa.org/yuusei/003.html>）等を参照。

26 そうした失望感と半ば憎悪を滲ませた記事の多くは、日本経済新聞社編（2006）の中に記録されている。

滝川（2004）は「問題はそれらの条件が両立するか……言い換えれば、郵政事業をいかに運営するかという問題は、これらの諸条件からなる連立方程式を解くようなもの（p.127）」と評した。滝川が求めた正しい方程式の解法からは懸け離れていたかもしれないが、現実はこの連立方程式を解く役目を中心的に担わされたのが、当時、経済財政政策担当大臣と金融担当大臣とを兼任していた竹中平蔵だった。

5.『郵政民営化に関する論点整理』（2004.4）までの一年

5.1 郵政民営化に関する基本五原則

2003年4月、日本郵政公社が発足した。初代総裁には生田正治（商船三井会長）が就任した。

この時期の郵政側における民営化に対抗した理論武装に石井／武井（2003）がある。90年代の郵政側研究書に比べて「公共性」を前面に出した議論が目立っている。一方、政府側においても「公」を無視して民営化は推進できないことは、郵政懇における議論によってかなり認識された。

竹中（2006）は「これ（筆者注：郵政民営化）を実現することは、経済的にみて二十一世紀の日本の市場経済を作ることの意味していると、私は認識していた。とりわけ郵政は、貯金規模において世界最大の金融機関である。その民営化なくして、日本の金融市場活性化は絶対にありえなかった（p.145）」と民営化に直接携わるようになった当時を振り返っている。竹中が2003年9月末の短期間に出したとされる「方程式の解」が「郵政民営化に関する基本五原則」である。

以下、竹中（2006）の言葉を引用しながら「五原則」について述べる²⁷。

第一は**活性化の原則**である。「巨大国営企業が持つそれぞれの機能を、日本の市場経済にうまく整合的に統合することによって、日本経済を活性化することが改革の最大のポイント」と言う。

第二に「幅広い改革と整合的でなければならない」として**整合性の原則**を挙げる。以上の第一と第二の原則は、経済成長に結びつくような資金循環を作るためのシステム改革であり、「学」の視点からの原則である。

第三に「公」の視点から**利便性の原則**が打ち出される。竹中は「例えば地方の過疎地等で郵便局のサービスを享受している人たちの利便性はしっかりと確保されねばならない」と述べる。郵政懇での議論がここに食い込み、小泉／竹中流「民営化」を規定することになる。さらに「同時にまだ満たされていない利便性を実現することも民営化の重要な課題である。…民間企業の自由度を持って、より利便性の高いサービスを提供することが望まれるのである」と民営化を正当化する発言を加えることも忘れない。

第四に上げるのが**資源活用の原則**である。「集積された人的資源、物的資源、ノウハウ、信頼に基づく巨大なネットワーク等…、この貴重な資源をしっかりと活用しなければならない」というが、これは郵政公社、地域郵便局、及び利用者の側に気遣ったものと受け取れ、「公」と「官」の両方の視点からの原則と言える。

27 竹中（2006）、pp.150-152参照。

そして第五に**雇用配慮の原則**、「現在日本郵政公社で雇用されている職員に関しては、雇用維持を最大限配慮することによって、スムーズな民営化を実現」云々とあり、これは明らかに「官」の視点からの原則といえるだろう。

ここで気づかされることは、竹中五原則に「産」の視点が抜けていることである。これについて「特に護送船団方式に慣れ親しんできた金融部門にとって、郵政の参入は脅威であり、それゆえ様々な保護の要請が出てくる。…あくまで利用者の立場で判断する（p.152）」と明言されている。仮にこれが民営化研を背景とした「五原則」だったとしたら考えられないことだろう。「産」が後退してしまった理由として、竹中が郵政民営化に関わる直前に彼は民間銀行の不良債権処理に携わっており、そのプロセスでこれら業界に対するネガティブな印象を抱いていたことが考えられる。或いは先述したとおり、小泉が自分の進める民営化を業界利益の代弁とみなされることを嫌って竹中に何らかの指示をしていた可能性も考えられる。

郵政と競合関係にある業界にとっては大きな失望だったであろうが、竹中五原則は郵政論争における産官2元論争の時代が、終焉したことを明示している。しかしこの後、「産」の巻き返しが始まり、公産官学4元論争の時代の中で郵政民営化が議論されてゆくのである。

5.2 「経済財政諮問会議」

「竹中五原則」をうけて郵政民営化は、経済財政諮問会議²⁸にかけられることとなった。民営化問題は勉強会に始まり私的諮問機関を経て国の正式な政策論議の場へと格上げされてきたのである。滝川（2006）はこの諮問会議での議論を「民営化の是非ではなく、民営化することを議論の前提にしている（p.69）」と批判するが、小泉／竹中にすれば、民営化の是非については郵政懇で一定の答えが出たと考えていたのであろう²⁹。同会議の目的は、確かに滝川の述べる通り、郵政民営化を具体的にどのように進めるのか、基本方針について議論することにあった。

この時期におけるレギュラーの構成員は、以下に示すとおりである。

小泉純一郎	内閣総理大臣〈議長〉
福田 康夫	内閣官房長官
竹中 平蔵	経済財政政策担当大臣
麻生 太郎	総務大臣
谷垣 禎一	財務大臣
中川 昭一	経済産業大臣
福井 俊彦	日本銀行総裁
牛尾 治朗	ウシオ電機代表取締役会長

28 経済財政諮問会議は、第二次森内閣の時に内閣府に設置された「重要政策に関する会議」のひとつで、首相の諮問により経済財政政策に関する重要事項について調査審議するための機関である。特に小泉内閣以降において、官邸主導の政治に重要な役割を果たしたと一般に評価されている。郵政民営化のほか、予算編成過程の改革、三位一体の改革、規制改革、税制改革、金融システム改革、および政府系金融機関の統廃合などを含む政策金融改革などについて審議が行なわれた。同諮問会議は麻生政権終了まで続いた。

29 本場に議論され尽くしていたかどうかについては、続稿で述べたい。

奥田 碩 トヨタ自動車取締役会長
 本間 正明 大阪大学教授
 吉川 洋 東京大学教授

形式的に内閣総理大臣が議長を務めるが、実際の取りまとめは竹中が担当した。郵政民営化については、2003年9月26日から約一年間、慎重に審議が行なわれた³⁰。会合には日本郵政公社総裁である生田正治もオブザーバーとして参加することがあり、積極的に意見を述べた³¹。

5.3 諮問会議での議論(1): 民営化の意義と在り方

以下、諮問会議における諸議論をまとめよう³²。

(1) なぜ民営化が必要なのか

中心的な理由は「学」の視点「資金の流れを官から民へ」に他ならない。

竹中は、自らが提示した活性化原則が第一であるとし「経済活性化に資する形で郵政の三事業を実物経済および資金循環の両面における民間市場システムに吸収統合していく」ことを民営化の目的とした。同様の観点から吉川は「資金を民間部門での自由な利用に委ねることが日本経済の一層の発展にとって大変重要」、公的部門（郵貯簡保）に資金が集まり過ぎているのは「市場経済を中心とする先進国にあって、異常な事態」であるとする。牛尾も「官に還流しすぎている資金を民に流す」ことを民営化の大きな目的であるとした。

また高齢化社会との関連で吉川は「貯蓄を投資に回す」重要性を強調した。田中も高齢化社会において求められる「リスクへの挑戦」を重視し、「個人の金融資産の4分の1、国債保有においても郵貯、簡保で現在4分の1の比重を占める。この脆弱性の窓をどう封じ込めるか」というテーマが資本市場の健全性にとって、そして我々が高付加価値を実現する社会への道筋を描くに当って極めて重要であると述べた。

(2) 4分社化と地域分割について

諮問会議の中で「郵便」「貯金」「保険」に「郵便局窓口ネットワーク」を加えた4事業分割案が協議され、地域分割案とともに議論されることとなった³³。

本間は事業分割の目的について、分離することによる「効率化と収益性の充実」を、地域分割の目的については、「地域の実情に即したサービスの多様化」をそれぞれ挙げる。これらはやはり経済活

30 「竹中五原則」がまとめられたのは03年第20回諮問会議（9月26日）から第21回会議（10月3日）までの1週間である。10月2日の会合では竹中による「五原則」の公表と田中直毅による郵政懇からの役割引継ぎが行なわれた。また、竹中（2006）は、他の議題も多く抱えた諮問会議でスムーズに郵政民営化に関する議論を進めるために、秘書官や同志の官僚、経済・財政の専門家による「内輪グループ」で具体的な案を練り、これを諮問会議に諮るという方式を採っていたと述べている（pp.153-158参照）。この内輪グループのメンバー／議事録等は、ディスクローズされていない。

31 生田が出席したのは、平成16年度第7回会議（4月7日）のほか三回のみだが、郵政（「官」）の立場を理路整然と説明することによって存在感を示した。同様の立場に麻生もいた。

32 論点をまとめるにあたり滝川（2006）、pp.65-89等も参照した。

33 4事業分割については、平成16年第5回会議（3月11日）から、本間の発議により議論が始まっている。

性を狙いとするものである。後に高橋（2007）は「郵便の集配機能を郵便局ネットワークの顧客窓口機能から分離して集中させることにより、郵便集配局の効率化（集配拠点の最適配置など集配機能そのものの効率化と空きスペースの有効活用）が図られる。」「また、郵便局ネットワーク（顧客窓口）と他の事業（郵便、貯金、保険）の間は、いわば製販分離になり、市場取引のような緊張関係が生まれ、それぞれの効率化が進む（p.119）」と4分社化のメリットを挙げている。

信用秩序を重視する中央銀行の立場から、福井は「ファイナンスとコマースの分離は金融における大鉄則、リスク遮断のあり方に相当工夫をこらさないと、日本の金融システムにとって非常に危ない」と主張した。田中も同様の点を強調し、持株会社方式でもリスクの遮断は完全にはできない、したがって金融二社の切り離し（完全民営化）は不可避であるという考えをもっていた。

一方、生田は事業分離（特に郵便局事業のそれ）によって使われない郵便局が出てくることになり、郵便ネットワークが危機に瀕するという懸念を示した。この生田の主張がやがて聞き入れられることによって「社会貢献基金」設立という案が浮上してくることとなった。

地域分割については、この諮問会議の段階で明確な反対意見は出てきていなかったことを記憶されるべきだろう。

（3）イコール・フットイング問題について

竹中「民営化五原則」の段階で完全に後退いていた「産」の視点が、銀行業界からの強い不満表明によって、経済財政諮問会議の段階で再浮上していた。

吉川は、政府保有株式を売却することによってデファクトの政府保証もなくなるが、デファクトの政府保証がある期間については、郵貯・簡保に限度額を設けることでイコール・フットイングを確保しようとした。これがやがて政府の基本方針となる。

本間は、この段階における郵政公社が税免除や範囲の経済といった特典を享受していることが民業圧迫につながっていると民間側の主張を代弁した。これに対し麻生は、郵政がユニバーサル・サービスなどの事業制約を負っている点を抜きにしては公平な議論はできないと反論した。特典はコインの一面に過ぎずその裏面には制約があるという、生田が得意とした「コインの両面論」³⁴である。しかし麻生／生田によるどちらかといえば「官」の言い分は民営化法案に反映されなかった。

「産」の巻き返しは成功した。尤も産官の対立は民営化問題の一項目でしかなかった。

5.4 諮問会議での議論(2)：ユニバーサル・サービス義務（USO）の扱いをめぐる

まず諮問会議における各メンバーによる「ユニバーサル・サービスの定義」は統一的でなかったことを述べておこう。全国一律サービス（竹中）、公平にあまねく（本間）、公的にコスト負担してでもカバーしなければいけないサービス（福井）といった具合である。

また会議全体のトーンはUSOに対して消極的だったと言ってよい。そこで出た意見を並べてみよう。「ほとんどすべての地域において民間金融機関が同様のサービスを提供しているという現状において、

34 『財界』編集部（2007）、p.135等を参照。平成16年第7回諮問会議（4月7日）においても生田はこの論を展開している。詳細については続稿で議論する予定。

過疎地への配慮は必要としても、USOは必要性に乏しい（本間）」、「できればユニバーサル・サービスがなくてもやれるような仕組みを作るのが一番大事。あっても最小限、現在の10分の1ぐらいを目途に民間サービスの範囲というものを広げる（牛尾）」、「USOはできれば最小化して、新たな負担が生じないようにしなければならない（竹中）」、「郵便についてはUPUとの関係もあるし、これはユニバーサル・サービスを認めるべき。しかし郵貯・簡保については今までもないというのが我々の理解で認めるべきではない（吉川）」、「ユニバーサル・サービスについての拡大解釈は21世紀の日本にとってプラスでない（田中）」等々である。

これら意見は、民営化会社の負担を少なくするために、USOは郵便事業に限定されるべきであり、USOを金融二事業に拡大するのは望ましくない、という見解に集約されよう。竹中五原則のうち第三の「利便性の原則」（「公」の視点）が一旦は後退したかに見えた³⁵。

生田はこうした会議の趨勢に抗して、地域社会において「郵便がなくなると思っている人は誰も」おらず、要望として出されてくるのは郵政金融二事業である点を強調、「地方改革の場合の生活インフラを守るためのセーフティーネット的な機能が必要」である旨を主張した。生田が代弁した「公」の立場に慮ってやがて構想されるのが「地域貢献基金」の設立である。

最後に、政府方針には反映されなかったが、福井の意見を取り上げておきたい。彼は、企業の社会的責任（CSR）という概念が広がっている中、民間金融機関もユニバーサル・サービスの一定部分を担えるはずであり「なお残る国民が求めかつ必要なサービスについて、もし民営化後の郵政が担うのであれば、最小限の国民負担を伴ってでもやるという部分かもしれない」と発言している。この発想の先に「ゆうちょ銀行と地域金融機関のコラボレーション」（村本／長谷川（2008））という考えもあり、現実問題として今後議論されることが望まれる。

5.5 『郵政民営化に関する論点整理』と「公」「産」「官」「学」の4視点

7カ月にわたる議論を経て諮問会議が出した一応の結論が、『郵政民営化に関する論点整理』である。その基本理念は「『民間にできることは民間に』との方針の下、「官から民へ」の転換をはかり、日本経済を活性化するためには、郵政民営化は避けて通れない改革」ということだった。

民営化の意義として、4分社民営化による市場での自立を通じて、①リスク遮断と各事業機能・国民利便の向上が期待できること、②税金や預金保険料の支払いを通じた財政再建への貢献、③官から民への資金還流によって経済活性化につなげること等を挙げる。これらは主として「学」の視点であるが、「国民利便の向上」という部分が「公」を意識したものとなっている。加えて官民のイコール・フッティングの確保と並行して経営の自由度を高め、事業と組織の効率化、成長事業へ進出することによって収益力を高めていくとしたのは「産」と「官」の両方への配慮であろう。

続いて4機能の目指すべき方向が述べられる。

「窓口ネットワーク」は「幅広いサービスの提供の拠点として全ての国民が利用可能な状態を維持しつつ、窓口ネットワークの効率化を進めるべき」とし利便性とユニバーサル・サービスを意識した

35 ただ気をつけたいのは、「公」の利益を「官」（民営化会社）の負担と考えれば、「官」は「産」とばかりでなく「公」とも対立し得る存在であるという点である。これについても続稿で議論する。

論点整理となっている。またガバナンスやリスク管理の強化も謳われていた。ここでは主として「公」の視点が強調されている。

「郵便事業」については「最大限の効率化が必要」とする一方、物流業や海外市場への積極的な進出戦略が求められている。「官」に対するムチとアメといった趣がある。

「貯金・保険事業」について「利用者のニーズに応えることのできるビジネスモデルの確立を目指すべき」（官の視点）とする一方で「事業展開の自由度とイコール・フッティングの度合いは表裏一体」であるから「金融改革の進展との整合性（学の視点）」「地域・社会への貢献（公の視点）」「競争・共存のバランス（産の視点）」それぞれに「十分配慮」して郵政資金が民間システムに「円滑に統合されるようにすべき」としている。

そして最後に民営化のあり方について論点がまとめられている。最も強調されていることは、金融市場や労働市場の混乱が生じないよう民営化の最終段階までに5から10年の移行期間を設けること、そして定期的に民営化の進捗状況をレビューすべきことである。その他に「民間との提携や買収も視野に入れた収益力のあるビジネスモデルの確立」「雇用に支障をきたさない安定経営と職員モラル、労使協定の安定への配慮」「ユニバーサル・サービスについてはその定義等引き続き検討することなど」が盛り込まれていた。

この『論点整理』では、民営化の基本方針を策定するためのまだ準備段階にすぎなかったが、郵政民営化法案のアウトラインは既にでき上がっていたと言えよう。同『論点整理』は、2004年4月22日の会議に諮られた後、26日に公表された。その同じ26日に郵政民営化準備室の看板が小泉／竹中両氏によって掲げられた³⁶。

6. 「郵政民営化準備室」の設置から民営化法案提出まで

6.1 「郵政民営化懇談会」

郵政民営化準備室の設置後、しかし9月初めまでの数カ月間は有識者のヒアリングが準備室の主たる仕事で、「諮問会議が基本方針を作るまで、準備室の仕事はない」状態だった³⁷。しかしこのヒアリングを積み重ねることは小泉／竹中の目的には適っていたことであろう。およそ1年後、彼らは郵政民営化を実現するため最終的に国会よりも世論を味方につけるやり方を選択した³⁸。世論はマスコミに操作されやすいとは言いが、本当は多様な集団の見解／感情から成っている。郵政論争で言えば「公」「産」「官」「学」の大きく分けて4つの異なるグループが存在する。それら各グループにおけるマジョリティーを味方につけるために諮問会議はあくまで慎重な態度を採っていた。例えば、『論点整理』を受けて5月下旬から6月上旬にかけ、旭川、名古屋、さいたまの3か所で地元経済界代表者等を集めた説明会である「郵政民営化懇談会」が開催されていた³⁹。準備室におけるヒアリングと同様、

36 この時の写真は、郵政民営化推進の象徴として、様々な文献に掲載されている。

37 高橋（2008）、p.114参照。

38 小泉流の政治手法については、内山（2007）等、多くの文献で議論されている。

39 政府側からは諮問会議のメンバー（一部）の他、それまで民営化議論に深くかかわってきた翁百合や宮脇淳（北海道大学教授）など有識者が出席していた。

同懇談会でも「郵政民営化の基本方針」の策定に当って不可欠なパブリック・コメントを求めたのである。

三か所のうちから、例として旭川（5月23日）⁴⁰において地元参加者から出された意見をいくつか拾ってみたい。まずは「公」の意見を代表していると思われるものである。

「民営化になったら競争原理や収益性によって切捨てざるをえないものがあるのではないかと懸念している。市民ニーズも多々あり、市役所だけでは対応しきれないこともあり、……郵便局にも助けをいただいている。」（菅原旭川市長）

「国民にとっての利便性の問題が非常に気になる。過疎地域で従来どおりの利便性が確保されるか大きな不安を感じる。この地域の郵便局は、意識改革をして民間にとけ込もうとする姿勢が公社化以降はっきりうかがえる。」（高丸旭川商工会議所会頭）

「民営化されて、過疎地域で不便になる方が出てくると予想されるが、そうならないように具体的な対策を立てていただきたい。」（宮嶋旭川消費者協会副会長）

「民営化によってどのように郵便局が変わっていくか十分見えない。消費者の立場から地域に密着した議論をしていただきたい。」（田中セイコーマート副社長）

これらの意見は「サービス水準の維持・向上をいかに確保するか」という点に集約できるだろう。諮問会議においてやや後退したユニバーサル・サービス問題について不安や疑問がぶつけられた。

次に、地元の「産」を代表する意見を拾ってみたい。

「仮に民営化するのであれば、イコール・フットイングを徹底する必要がある。特に物流に参入するならなおさらで、この業界は過当競争で特に北海道は厳しい状況」（岡田日本通運旭川支店長）

「郵政民営化により郵貯がどうなるかは地域金融機関にとって非常に重大な関心事。その方向性によっては、地域の金融機関の根幹をゆるがしかねない問題。…(中略)…経営の自由化とイコール・フットイングの議論には若干違和感」（杉山旭川信用金庫理事長）

「簡保は、創設の趣旨である民間生保の補完という役割を終えている。…(中略)…仮に存続するのであれば…イコール・フットイングにしていきたい。また、民間生保のユニバーサル・サービスの提供については、…簡保以上のサービスを提供できる体制と自負している。現に、管内に民間生保の契約のない市町村はない。」（長瀧旭川生命保険協会会長）

やはり、彼らの関心の中心はイコール・フットイングにあることがよく分かる。

続いて「官」すなわち郵政公社の側からのコメントを記す。

「ユニバーサル・サービスの費用をどう見てゆくのが難しい。将来にわたって健全な経営ができるような経営の自由度とユニバーサル・サービスの確保に十分配慮した現実的な検討をお願いしたい。」（上田日本郵政公社北海道支社長）

ここには、条件さえ整うのであれば民営化を受け入れることに吝かでない公社側の姿勢が表れている⁴¹。では同じ郵政組織に属する労働組合の姿勢はどうであったのか。郵政には四つの労組があるが、その一つ全逓信労働組合の中澤北海道地方本部執行委員長は、

40 この時の模様は平成16年度第12回諮問会議（5月28日）でも報告されている。

41 公社総裁の生田正治が、率先してこの姿勢を示していたようにも思われる。

「民間になれば良くなるということは少々短絡的ではないか。現実には民間手法の導入で様々な工夫がなされている。公社化されてまだ1年、民営化はもう少し経過をみて慎重に進めてほしい。」

と民営化にはあくまで慎重姿勢を示し、やや「公」に近い立場である。一方、もう一つの労組である全日本郵政労組の秋田北海道地方本部執行委員長は、

「民営化で郵便局を縮減するとなれば、雇用問題に直接影響する。その点を考慮してほしい。また、ドイツでのドイツポストの経営に国が非常に配慮している。これを法案作りの中で参考として考えていただきたい。」

ネットワーク維持をあくまで雇用問題として捉え、雇用者側と同じ「官」の視点からコメントしている。郵政組織の内部で「公」と「官」の二つのポジションが混在していることが分かる⁴²。

最後に竹中大臣が、

「それぞれの問題について必ず賛成論と反対論があり、それぞれに納得できるところがある。それらをフランクに出し合って決めていくのが社会のルールだと思う。本日いただいた意見はたいへん参考になるものであり、これをしっかり受け止めて今後議論を続けたい。」

という言葉で締めくくった。郵政懇発足時における小泉の挨拶を彷彿とさせる。基本において「学」のポジションに位置する政府は、改めて「公」「産」そして「官」の間での難しい調整を求められた。

6.2 『郵政民営化の基本方針』における素案からの変化

2004年8月6日、郵政民営化準備室設置から3カ月以上、各方面からのパブリック・コメントを参考にし、経済財政諮問会議は「民営化基本方針の骨子」を策定した⁴³。この「骨子」にはほぼ基づいた形で『郵政民営化の基本方針（素案）』がまとめられ8月31日の諮問会議で説明資料として配布された。そこで出された意見に基づき、高橋洋一らをメンバーとする郵政民営化準備室によって幾つかの修正が行なわれた。そして10日後に『郵政民営化の基本方針』（9月10日）が諮問会議に掛けられ、与党の了承を得ないまま閣議決定、これが最終的な政府方針となった。

滝川（2006）は「『素案』の修正、削除あるいは追加のプロセスを検討すれば、郵政民営化の賛成派と反対派の論争点を明らかにできるであろう（p.15）」と述べている。本稿は基本的に「学」の立場にある政府（もしくは小泉／竹中）が、世論を味方につけるべく、「公」「産」「官」の各立場にいかん配慮したかという視点から「変化」を捉えたい⁴⁴。以下、主要な四点を抽出しよう。

第一は、竹中による五原則（活性化原則、整合性原則、利便性原則、資源活用原則、配慮原則）を踏まえることが明記されたことである。先述のようにこれらは「学」を基本視点としながら「公」及び「官」に配慮したものである。

第二は、イコール・フッティング確保に関して素案では「民間企業の経営を不当に圧迫しないよう、競争条件を対等にする」とあったのを単に「民間企業と競争条件を対等にする」と改め、素案の文言「民

42 さらに郵政組織には全国特定郵便局長会という一大グループがあり、これは久しく「公」の視点を中心に発言してきたと考えられる。詳細は続稿で議論したい。

43 同「骨子」については滝川（2006）、pp.11-13の解説を参照。

44 この変化が「歩み寄り」だけにに基づくものではないことは、後述する。以下、滝川（2006）、pp.16-22に示された素案と最終案との対照表を参照した。

間企業と同様の納税義務を負う」の前に「民営化に伴って設立される各会社は」という文言を付け加えたことである。これは不当に経営を圧迫しなければ何をやっても良いなどという解釈を「官」に許さないためであろう。「産」に対する配慮がうかがわれる。また素案にあった「郵便事業については、ユニバーサル・サービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける」という文言を削除している。

第三は、ユニバーサル・サービスについてである。素案でペンディングされていた郵便貯金会社と郵便保険会社の業務内容において「窓口業務や集金業務は窓口ネットワーク会社に委託」とし、義務とはしなかったことである。高橋（2007）はその理由を、次のように述べる。

「必要なユニバーサル・サービスとはもっぱら郵便事業であると考えていい。というのは、郵貯や簡保のような金融サービスについては、地域的な差がまったくないわけではないが、基本的には国内であれば、比較的均一なサービスになってくるからだ。（p.120）」

第四は、これも素案でペンディングされていた地域会社について、窓口、貯金、および保険の各会社を地域分割するか否かは「新会社の経営陣の判断にゆだねることとする」とし、同じくペンディングされていた持ち株会社について、最終的に民営化法に盛り込まれた内容を述べる文言が追加されたことである（詳細は次項）。これには「官」への配慮がうかがわれる。高橋（2007）は、

「貯金については地域分割すると規模の経済性が発揮できず経営上問題になる可能性があること、保険については保険の性格上から地域分割すると危険分散できないことなどである。（p.120）」「郵便局ネットワークについては、理論上地域分割することは可能であるが、スタート時点では単一会社にすることが現実的な解決であるとされた。（pp.120-121）」

とその間の事情を語っている。

6.3 郵政民営化法と「公」「産」「官」「学」の4視点⁴⁵

郵政民営化法案は2005年4月に国会提出された。その成立までには参院否決、衆院解散、そしていわゆる郵政選挙を経たわけであるが、そうした政治的成り行きを議論することが本稿の目的ではない⁴⁶。ここでは最終的に成立した郵政民営化法の主要な論点／中身について「公」「産」「官」「学」の視点から検証してゆくこととする。

(1) 民営化の手順

郵政民営化は二段階に分けられている。第一段階は2007年10月に始まり、この段階では株式を100%政府によって保有された「持ち株会社（日本郵政（株））」が、事業分割された「郵便事業会社」「郵便局会社」「郵便貯金銀行」「郵便保険会社」の株式を独占保有している。次に民営化後10年以内に、持株会社は金融2社の株式をすべて売却、他の2社については永久に株式を保有する。これが第二段階である。この時政府は持ち株会社の株式を3分の1保有している。

「資金の流れを官から民へ」10年かけて変えていくという、基本的に「学」の視点に基づく民営化

⁴⁵ 郵政民営化法については、松原（2005）、郵政民営化研究会（2006）、滝川（2007）等を参照した。

⁴⁶ 政治的成り行きについては、竹中（2006）、高橋（2008）等に詳しい。

の流れである。高橋（2007）は、

「郵政民営化では、2007年10月の民営化スタートの段階から、貯金と保険について個別根拠法はなく、商法のみを設立根拠としている。これは、できるだけ早く完全民営化に移行するための工夫である。（p.120）」

と述べている。しかし「持株会社」「郵便事業会社」「郵便局会社」は政府が法律に基づいて設立した特殊会社であり、将来的にも一定の政府関与が継続する。ここに事業の一体経営を求め続けた郵政（「官」）への配慮がうかがわれるし、郵便のユニバーサル・サービス維持が目的とすれば「公」への配慮とみなすことも可能である。

（2）官民のイコール・フッティング問題等について

金融2社の租税公課、準備金、預金保険料などは民間と同じくする。預入限度額、保険金限度額の見直しは、当初行なわれないが、2017年の完全民営化の段階において、これらの制限は撤廃される。これらは「産」への配慮である。

（3）ユニバーサル・サービスの担保について

民営化後10年間については、金融2社はすべての郵便局窓口におけるサービス提供を義務付けるとした。だが民営化後11年目からは、金融機能がない郵便局が過疎地を中心に生まれる懸念があり、この懸念を解消する手段として、社会・地域貢献基金をおく。持株会社が、金融2社の株式売却益、配当収入などの一部から、1兆円（最大2兆円）を社会・地域貢献基金として積み立てるというものである。社会貢献基金は郵便事業会社に交付され、第4種郵便物（点字郵便物など）の配達に伴う損失補てん、ひまわりサービスの援助などを目的とする。地域貢献基金は郵便局会社に交付される。過疎地の郵便局で金融機能を維持、地方自治体の証明書交付サービスの援助などが目的とされる。『基本方針』から一転、最後になって「公」の利益に大きく配慮したことが分かる。ただし、何らかの法律による義務付けではない。これについて高橋（2007）は、

「郵便局の設置については、省令で手当てし、貯金・保険の「ユニバーサル」なサービスを確保するために、「基金」を設けることとなった。」「法律」の手当ではなく、必ずしも「ユニバーサル・サービス」とは同じではないという点で、政治的に巧妙な対応策であった（p.120）」

という政府の最終判断について述べている。

6.4 表に出てこなかった議論について

郵政民営化準備室において法案の中身を裁定することができる立場にあった高橋洋一は、表には現れてこなかった議論の中身を明らかにしている。最後にこれらについて触れておこう。

（1）民営化が本当に必要とされた理由

高橋（2007）によれば「郵貯・財投システムの増大は、それを維持するために利子補給金等財政資金を必要とするが、長期にわたる財政システムの維持コストが巨額になることが判明し、当時の逼迫

した財政事情では……財投システムは制度的に維持できなくなった。(p.3)」「経済的には、財投改革によって、公社化した郵便貯金は従来の財投システムからの「ミルク補給」を受けられなくなったので、運用対象を国債とする以上、いずれは経営破綻したはずだ。国営公社のまま運用対象を民間金融機関並みに広げるのは、責任体制の観点から難しいので、遅かれ早かれ民営化は避けられなかった(p.87)」と説明している。これは現在では比較的普及した見解だが⁴⁷、郵政懇や2003～2004年当時の経済財政諮問会議では主な論点にはなっていなかった⁴⁸。

(2) イコール・フッティング問題について

高橋(2007)の考え方の基本にあるのは、郵政が民間銀行や保険会社(産)が思っているほど、競争力のある(恐れるに足る)企業体ではないという見解である。それは例えば地域分割を撤回したことにも表れているが、他にも民主党による「預入限度額引き下げ案」に対して、

「限度額を…引き下げた場合、貯金残高が30兆円～40兆円ほど少なくなる。このため、5000億円～6000億円の収支悪化になるはずだ。この結果、じり貧傾向に拍車をかけ、経営は一層困難になる。(場合によっては)5年以内に赤字転落するだろう。(p.89)」

と、当時の一般的見解を覆すような主張をしていた。彼が竹中に信用されたのは、高橋が先端的なファイナンスの知識と確固としたデータの裏付けを持っていたからである。彼は自らのシミュレーションに基づいて、新規事業に進出しないう限り、グループ各社は10年以内に破綻すると断言した。但し、だからと言って郵政に優遇措置をとるような態度は示さなかった。

「2017年までに貯金と保険は完全民営化することと事前に完全民営化スケジュールが明記されている。これは、金融業務については信用が重要であり、国が何らかの関与をすることは民間金融機関との競争条件の確保から不当であるので、完全民営化のスケジュールを明らかにすることが重要と考えたからである。(p.120)」

彼が、「官から民へ」という「学」のポジションの基本を決して外さなかったこともまた、竹中の信頼を得るのに貢献したであろう。

(3) ユニバーサル・サービス義務に関して

USOについても、彼の見方は冷徹な現実認識に基づいていた。例えば、

「現在の国営であっても、郵便局ネットワークの見直しが行なわれているので、おそらく、国営のままであっても、見直しは超長期的にも行われていたはずであるし、その中で郵便局ネットワークの拠点の見直し、郵便局の再配置や統廃合は行われるはずだ。……ということであれば、民営化の趣旨に反しないようどのような不安解消の措置ができるかということになる。……貯金・保険について、

47 鹿野(2010)等を参照。「このままいけば郵政事業はじり貧になる」という表現は使用されてもその具体的な中身については、当時明らかにされていなかった。高橋(2007)は民営化のその他の理由として「公的部門が肥大化し続けると、民間部門の革新の芽を摘み取ってしまう。つまり政府があまりにも極端な政策発動をし続けると、公的部門が無尽蔵にリスクを吸収できるとの錯覚を国民に抱かせてしまい、…自ら進んでリスクを取ろうとする勇気をも喪失させてしまう…(p.21)」とも述べている。

48 こうした高橋洋一の考え方をジャーナリスティックな視点から紹介解説したものに有田／畑中(2007)がある。

少なくとも10年の移行期間中がカバーされる代理店契約の義務付けや社会・地域貢献基金の設置などの措置が行なわれた。(p.89)」

つまり、民営化されるからユニバーサル・サービスに対する見直しが行なわれるのではなく、経営上の判断から見直しは行われるのであり、公社形態であるなしに関わらず、ユニバーサル・サービスは危機に瀕するのだと言っているわけである。また「民営化の趣旨に反しないような不安解消の措置ができるか」と言っている部分が、政府の基本態度を示している。すなわち、「公」の立場には可能な限り配慮はするが、「学」の基本視点だけは外さない、ということである。ここで「公」の部分で「産」や「官」と置き換えても、「学」中心の政府態度に変わりはないのである。

7. 本稿の結論と残された課題

本稿は郵政論争の歴史において、郵貯百年戦争における「産」「官」の対立に加えて、次第に「学」と「公」のポジションが重要な位置を占めるようになっていった様子を諸文献に基づいて明らかにしてきた。郵政民営化に関わる政府は、あくまで「経済成長に貢献するマクロ資金循環」という「学」の視点を外さない。これは小泉純一郎の理念でもあった。これに対する「抵抗勢力」は、「公」である場合も「官」である場合もある。

政府は自民党内の政治的な抵抗勢力は排除したが、世論を構成する「公」、および実際に事業を運営する「官」を排除するようなことはせず、できる限りの配慮に腐心した。しかしそれら配慮は、時として「産」の利害と対立することとなり、その調整もまた小泉／竹中そして高橋の難しい課題となった。これら配慮と調整を「学」という基本視点を外さないで突き詰めていったところに2005年の郵政民営化法案があったと言えるだろう。

しかしながら、そうした配慮と調整をどれだけ行なっても郵政民営化には反対論、見直し論が後を絶たなかった。それは終わることなく現在も続いているのである。本研究の次の課題は、そうした膨大な民営化「反対論」「見直し論」さらには賛成／反対どちらにも属さない「その他諸論」についてやはり学説史的に整理し、郵政論争の全体像の中に位置付けていくことである。そこでも「公」「産」「官」「学」の4視点という考え方が、分析枠組みとして役立つことになるだろう。

参 考 文 献

- (1) 秋葉良宣, 1992, 『郵便局の挑戦』, 二期出版。
- (2) 浅井隆／大友高史, 1998, 『あなたの郵便貯金の下せなくなる日』, 第二海援隊。
- (3) 跡田直澄, 2005, 『郵貯消滅 超借金国家・日本を破産させないために』, PHP研究所。
- (4) 有田哲文／畑中徹, 2007, 『ゆうちょ銀行, 民営郵政の罪と罰』, 東洋経済新報社。
- (5) 池尾和人, 2005, 「金融システムの何が問題か」, 『経済セミナー』1月号。
- (6) 池尾和人, 2010, 「郵貯の預け入れ限度額引き上げへ」, 『日本経済新聞(経済教室, 4月6日)』。
- (7) 石井晴夫／武井孝介, 2003, 『郵政事業の新展開 地域社会における郵便局の役割』, 郵研社。
- (8) 内山融, 2007, 『小泉政権 「パトスの首相」は何を変えたのか』, 中央公論新社。
- (9) 大石泰彦, 1984, 「貯蓄・消費のライフ・サイクルについて——シュミッツに則して」, 『貯蓄経済理論研究会年報』第1巻。

- (10) 翁百合, 2002, 「郵貯, 分割民営化が着地点」, 『日本経済新聞 (経済教室, 9月8日)』。
- (11) 小椋正立/吉野直行, 1984, 「税制と財政投融资」, 小宮他『日本の産業政策』, 東京大学出版会, 所収。
- (12) 金子秀明, 1993, 『郵貯・郵便局の未来』, 東洋経済新報社。
- (13) 経済財政諮問会議, 2003, 各回「議事要旨」(平成15年度:第21回, 第23回)。
- (14) 経済財政諮問会議, 2004a, 各回「議事要旨」(平成16年度:第3回, 第5～9回, 第12回, 第14～16, 第18回, 第19回, 第21回～26回)。
- (15) 経済財政諮問会議, 2004b, 「郵政民営化に関する論点整理」。
- (16) 経済財政諮問会議, 2004c, 「『郵政民営化旭川懇談会』議事要旨」。
- (17) 小泉純一郎/松沢成文, 1999, 『郵政民営化論-日本再生の大改革!』, PHP研究所。
- (18) 後藤新一, 1987, 『郵貯民営論 郵貯・銀行論争史』, 有斐閣。
- (19) 『財界』編集部, 2007, 『郵政改革の原点 生田正治・日本郵政公社初代総裁 四年間の軌跡』, 財界研究所。
- (20) 鹿野嘉昭, 2010, 「収益力低く上場は困難:郵貯再考 真の改革とは(上)」『日本経済新聞 (経済教室, 4月27日)』。
- (21) 隋清遠, 2001, 「90年代の「郵貯シフト」について」, 『社会科学研究』第52巻第4号。
- (22) 生命保険協会, 2002, 「簡易保険業の将来的な在り方について」。
- (23) 全国銀行協会, 2002, 「郵便貯金事業の抜本的改革を求める私どもの考え方—郵政3事業の在り方について考える懇談会報告書を踏まえて—」。
- (24) 全国銀行協会, 2003, 「郵政民営化と郵便貯金の在り方について(骨子)」。
- (25) 全国銀行協会金融調査部, 2004, 「日本郵政公社の平成15年度決算から見た郵便貯金の「見えない国民負担」」, 『金融』, 7月号。
- (26) 高島博, 2005, 『郵政事業の政治経済学』, 晃洋書房。
- (27) 高橋洋一, 2001, 「財政投融资の経済分析」, 『金融経済研究』(別冊)。
- (28) 高橋洋一, 2007, 『財投改革の経済学』, 東洋経済新報社。
- (29) 高橋洋一, 2008, 『さらば財務省! 官僚すべてを敵にした男の告白』, 講談社。
- (30) 滝川好夫, 2004, 『あえて「郵政民営化」に反対する』, 日本評論社。
- (31) 滝川好夫, 2006, 『郵政民営化の金融経済学』, 日本評論社。
- (32) 滝川好夫, 2007, 『どうなる「ゆうちょ銀行」「かんぽ生保」 日本郵政グループのゆくえ』, 日本評論社。
- (33) 竹中平蔵, 2006, 『構造改革の真実 竹中平蔵大臣日誌』, 日本経済新聞社。
- (34) 田中弘邦, 2004, 『国営ではなぜいけないのですか—公共サービスのあり方を問う』, マネジメント社。
- (35) 内閣官房, 2005a, 『郵政民営化法案関係資料』(第百六十二回国会提出)。
- (36) 内閣官房, 2005b, 『郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案関係資料』(第百六十二回国会提出)。
- (37) 日本経済新聞社(編), 2006, 『郵便局 民営化の未来図を読む』, 日本経済新聞社。
- (38) 日向野幹也, 1986, 『金融機関の審査能力』, 東京大学出版会。
- (39) 樋口恵子, 2002, 「郵政民営化についてのQ&Q&Q」(郵政懇添付資料)。
- (40) 堀内/大滝, 1987, 「政府介入と銀行貸出の重要性」, 浜田他『日本経済のマクロ分析』, 東京大学出版会, 所収。
- (41) 町田徹, 2005, 『日本郵政 解放された「巨人」』, 日本経済新聞社。
- (42) 松原聡, 2005, 『これならわかる「郵政民営化」』, 中央経済社。
- (43) 村本孜/長谷川清, 2008, 『地域密着型金融が求められる時代のゆうちょ銀行』, ゆうちょ財団。
- (44) 郵政三事業の在り方について考える懇談会, 2001, 「第1回議事録」。
- (45) 郵政三事業の在り方について考える懇談会, 2002, 「第10回議事録」「最終報告書」。
- (46) 郵政省郵政研究所, 1996, 『郵貯簡保の最新事情』, 東洋経済新報社。
- (47) 郵政省(編), 1971, 『郵政百年史』。
- (48) 郵政審議会, 1997, 『21世紀を展望した郵便局改革ビジョン』, 日刊工業新聞社。
- (49) 郵政民営化研究会(編), 2006, 『郵政民営化ハンドブック』, ぎょうせい。
- (50) 郵便貯金に関する調査研究会, 1978, 『報告書 PART 1』『同 PART 2』。
- (51) 吉野直行/古川彰, 1991, 『金融自由化と公的金融』, 日本評論社。
- (52) 吉野直行, 1994, 「寡占的金融市場における公的金融の役割」, 貝塚・植田『変革期の金融システム』, 東京大学出版会, 所収。
- (53) 若杉敬明, 2004, 「全国一律サービス岐路に 郵政民営化への視点(中)」, 『日本経済新聞 (経済教室, 8月24日)』。